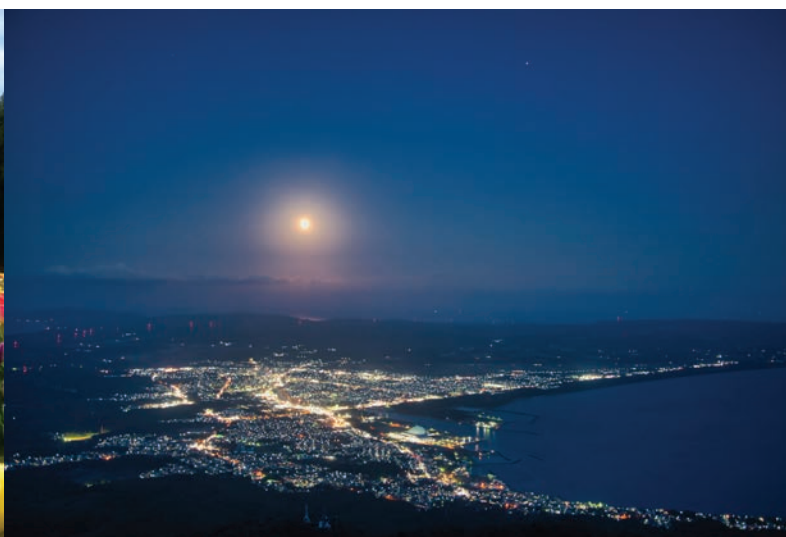

DISCLOSURE

ディスクロージャー

2023



ごあいさつ



理事長 堀内 元博

皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

この度、当組合の現状(令和4年度第52期)についてディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌をご高覧いただき、皆さまの当組合に対するご理解をさらに深めていただければ幸いに存じます。

ご承知のとおり、令和4年度の国内経済は、新型コロナウイルス禍からの社会経済活動の正常化が進んでおります。一部のサービス業などには回復の遅れも見られますが、設備投資や輸出の増加、そして個人消費の回復基調により、緩やかな持ち直しを遂げてまいりました。しかしながら、ウクライナ情勢や記録的な円安による資源価格や物価の高騰など、国内経済を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。

この間、青森県経済は、高病原性鳥インフルエンザの発生や、県内初の線状降水帯発生による大雨などによる農林水産物への被害がありました。こうした中、3年ぶりに各地で各種祭りが開催され、観光宿泊者数が増加したほか、設備投資の増加、雇用・所得情勢の改善、そして個人消費の緩やかな回復により、県内経済は緩やかな持ち直しの兆しが見られております。

新型コロナウイルス禍等の影響から厳しい状況ではございますが、私たち青森県信用組合は、地域の協同組織金融機関として、変容する金融環境においても「持続可能な収益性と将来にわたる健全性の確保」の実現を目指し、これまで以上に地域の皆様への円滑な資金供給と金融仲介機能の発揮に努め、地域経済の活性化・発展に尽力する所存でございます。

今後とも、より一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

事業方針

■経営理念

「相互扶助の精神に基づき、組合員の繁栄と地域社会の発展に貢献する」を合言葉に、「けんしんよう」は、地元 に根ざした協同組織金融機関として、皆さまに愛され、皆さまとご一緒に歩んでまいります。

■経営方針

1. 健全経営

健全経営を堅持し、ふれあいを大切に、心のこもった質の高い金融サービスで、最も信頼される「信用組合」を目指しております。

2. 地域密着

最も親近感あふれる金融機関として、地域活動に積極的に支援・参加し、地域と共に歩み、地域経済の発展に貢献することを目指しております。

3. 職場活力

仕事を通じ、各職員が自己実現を図れるような、活力ある明るい職場づくりを目指しております。

■令和5年度業務基本方針

経営基盤(体質)の強化を念頭に次の5点を基本方針としております。

1

収益力の強化

2

経営の効率化

3

資産の健全化

4

中小規模事業者に対する
信用供与の円滑化

5

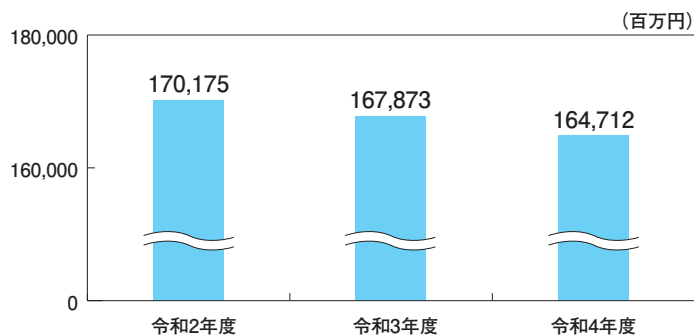
コンプライアンスの徹底と前広で
横断的なリスク管理の強化

経営環境・事業概況

令和4年度の青森県経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限の緩和により、社会経済活動がコロナ禍前の水準に戻る動きが見られました。この間、3年ぶりに各地で各種祭りが開催され、観光宿泊者数が増加しました。また、設備投資の増加や雇用・所得情勢の改善、そして個人消費の緩やかな回復により、県内経済は緩やかな持ち直しの兆しを見せています。一方で、高病原性鳥インフルエンザの発生や、県内初の線状降水帯発生による大雨など、農林水産物への被害もありました。

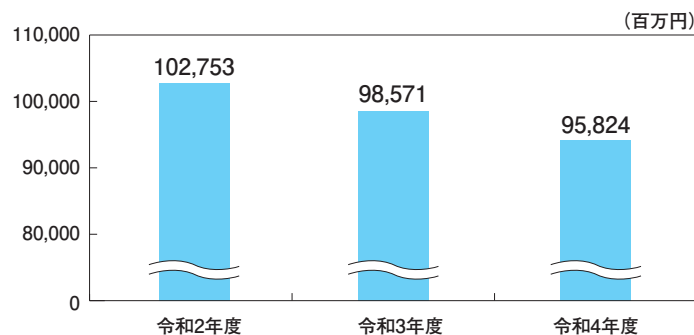
このような経営環境にあって、当組合では、今後とも経営基盤をより強化するとともに、円滑な資金供給やコンサルティング機能の発揮を通じ、地域経済の活性化や生産性向上等に向け積極的に取組むなど、地域に密着した経営方針のもと、地元中小規模事業者の皆さま並びに住民の皆さまを中心に「ふれあいのけんしんよう」として事業を展開してまいりました。その結果、当組合の業績は次のとおりとなりました。

■預金残高 31億61百万円減少



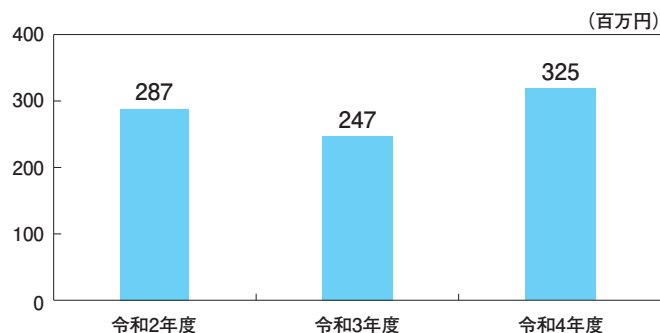
預金残高は、法人預金が増加したものの、個人預金や公金預金が減少したことから、前年度末比31億61百万円減少の1,647億12百万円となりました。

■貸出金残高 27億46百万円減少



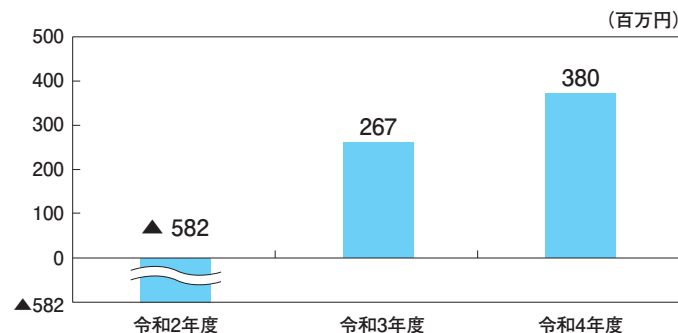
貸出金残高は、事業向け貸出や個人ローン、地方公共団体が減少したことから、前年度末比27億46百万円減少の958億24百万円となりました。

■コア業務純益 78百万円増益



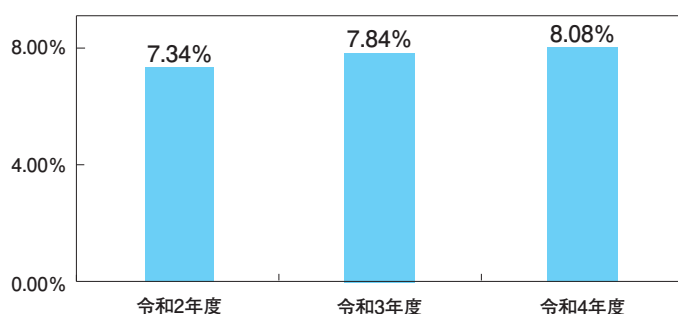
コア業務純益は、預金・貸出金・為替業務などによる、金融機関としての本来業務による利益を表し、前年度比78百万円増益の3億25百万円となりました。

■当期純利益 1億12百万円増益



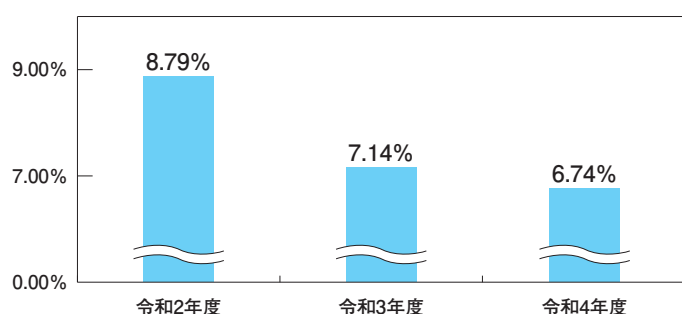
当期純利益は、前年度比1億12百万円増益の3億80百万円となりました。

■自己資本比率 0.24ポイント上昇



自己資本比率は、前年度末比0.24ポイント上昇の8.08%となり、国内基準である4%を上回っております。今後も、引き続き自己資本の充実を図り、安全性・健全性の向上に努めてまいります。

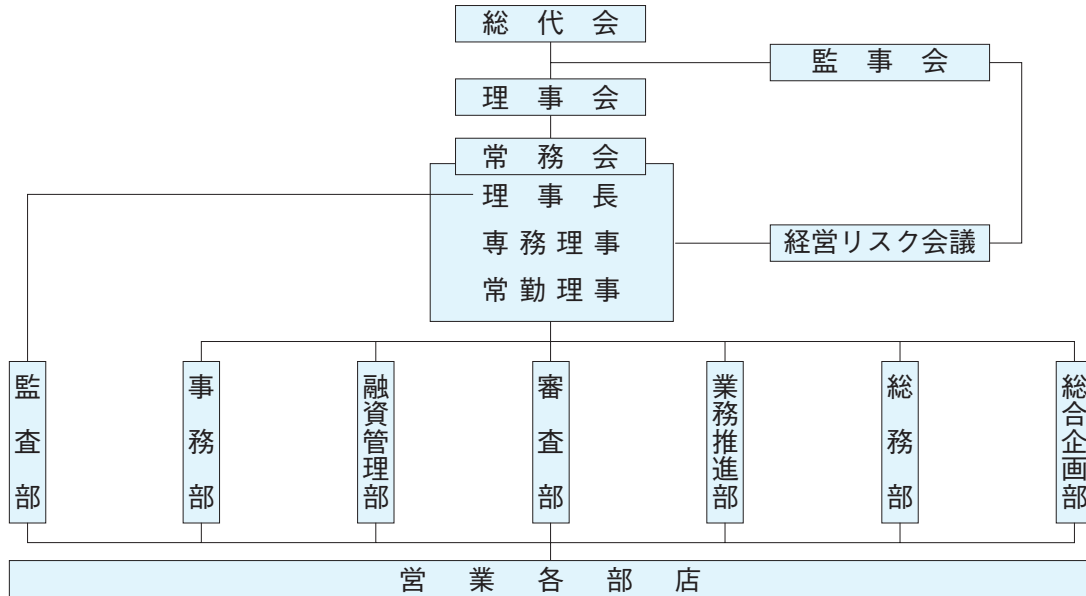
■不良債権比率 0.40ポイント改善



不良債権比率は、前年度末比0.40ポイント改善の6.74%となりました。また、協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権に基づく不良債権の保全率は、93.96%となり、ほぼ全額保全されております。

事業の組織

(令和5年6月30日現在)



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(令和5年6月30日現在)

理事長／堀内 元博	理事／一戸 久男
専務理事／岩岡 高德	理事／石亀 盛稔
常勤理事／佐々木 修	理事／下久保 淳一
常勤理事／古川 利彦	理事／松宮 俊吉
理事／米谷 晴蔵	理事／釜淵 清嗣
理事／畑中 和紀	常勤監事／相馬 雄幸
理事／関 全彦	員外監事／西村 晴夫
理事／中村 憲一	監事／島山 省三

注) 当組合は、職員出身者以外の理事11名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員の推移

(単位:人)

区分	令和3年度末	令和4年度末
個人	105,990	105,285
法人	4,794	4,760
合計	110,784	110,045

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和46年7月／青森県信用組合設立(三戸信用組合、東青信用組合、七戸信用組合、三沢信用組合、西北信用組合、中弘信用組合の県内6信用組合合併)
白鳥大八氏理事長就任
・設立時の状況(昭和46年6月30日)
預金 16,092百万円
貸出金 11,892百万円
- 昭和49年9月／黒石支店開設
- 昭和57年10月／預金オンライン稼働
- 昭和59年8月／為替オンライン稼働(全銀内国為替制度加盟)
- 昭和62年7月／融資オンライン稼働
- 平成元年8月／全国の信用組合とのCD相互利用(SANCS)取扱開始
- 平成2年7月／全国の都銀、地銀とのCD相互利用(MICS)取扱開始
- 平成3年10月／むつ信用組合と合併
- 平成4年6月／中央支店開設(柳町支店、堤支店統合)
- 平成5年4月／関連会社「けんしんよう信用保証(株)」設立
- 平成6年5月／けんしんよう年金友の会「沙羅」発会
- 10月／SKC(しんくみ全国共同センター)加盟
- 平成8年10月／CDキャッシング代金代払業務開始
- 平成11年5月／インターネット上にホームページ開設
- 平成12年3月／デビットカードサービスの開始
- 平成13年6月／インターネットバンキング・モバイルバンキングを開始
- 平成14年10月／全国の加盟信用組合相互のATM利用手数料無料提携「しんくみお得ネット」の取扱開始
- 平成17年1月／決済用預金(無利息型普通預金)の取扱開始
- 平成18年2月／全国の第二地銀、信用金庫、労働金庫及び他信用組合との「ATM相互入金業務」の取扱開始
- 平成25年2月／でんさいネットサービスの開始
- 平成27年5月／第6次オンラインシステム稼働
- 平成28年9月／弘前支店新築オープン
- 平成30年4月／青森銀行とのATM相互入金サービス取扱開始
- 6月／堀内元博氏理事長就任
- 令和3年7月／創立50周年
- 令和3年11月／むつ営業部新築移転オープン

総代会について

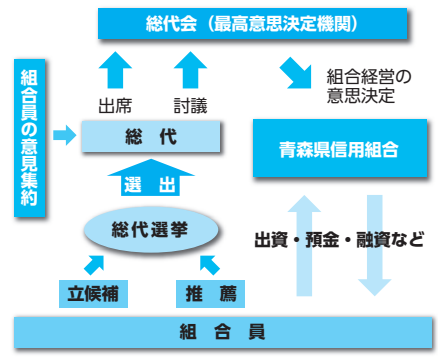
総代会の仕組みと役割

信用組合は、出資者である組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融の円滑化と組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することができます。

しかし、当組合では組合員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。

総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する組合の最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選出された総代により運営されております。

総代会は、毎事業年度終了後の6月に通常総代会が開催され、また、必要に応じて臨時総代会が開催されます。



総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

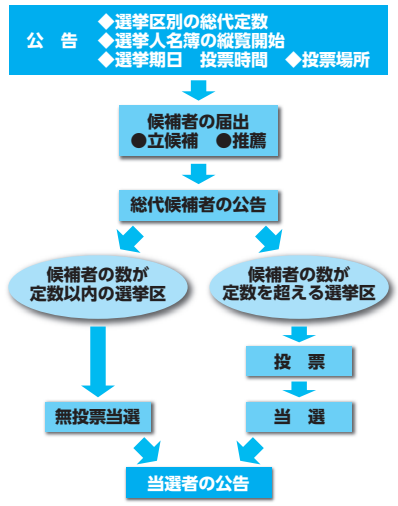
総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方若しくは地区内の組合員から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により、公平に選挙を行います。

なお、総代候補者(立候補者(推薦を含む。))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区を6つの区に分け、総代の選出を行っております。

総代の定数は、120人以上150人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております(令和5年6月30日現在の総代数142人、組合員数110,045人)。



総代会の決議事項等の議事概要

令和5年6月16日開催の第52回通常総代会において、次の決議事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

○報告事項

第52期事業報告

○決議事項

- 第1号議案 第52期貸借対照表、損益計算書及び損失処理(案)承認の件
- 第2号議案 第53期事業計画の設定並びに収支予算(案)承認の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件
- 第4号議案 組合員除名に関する件

総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和5年6月30日現在)

選挙区	対象地区	総代定数	総代数	総代氏名
第1区	八戸市 三戸郡	21	20	松尾 晃和
				小坂 章
				榎山 武浩
				中野 武美
第2区	三沢市 十和田市 上北郡	30	28	大竹 正美
				中嶋 喜宣
				舩見 亮悦
				浪岡 豊
第3区	青森市 東津軽郡	42	41	成田 俊幸
				奥崎 昭雄
				中村 直人
				黒滝 孝
第4区	弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡	17	15	石田 豊章
				福澤 保
				木立 慶次
				乗田 孝一
第5区	五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡	13	12	小田桐 喜吉
				安田 聖道
				山中 政広
				川島 明
第6区	むつ市 下北郡	27	26	石橋 彰
				橋本 大輔
				板井 一丸
				畑山 勝治
合計		150	142	

総代の属性別構成比

(令和5年6月30日現在)

職業別	個人2.1%、個人事業主13.2%、法人役員84.6%
年代別	50歳代以下13.9%、60歳代27.2%、70歳代44.7%、80歳代以上13.9%
業種別	製造業5.7%、不動産業4.2%、卸売業・小売業14.2%、建設業27.8%、運輸業3.5%、その他サービス業44.2%

※業種別は、個人事業主、法人役員に限る。

リスク管理体制

●リスク管理体制

金融環境の変化や金融技術の高度化などに伴い、金融機関が直面しているリスクは多様化・複雑化しており、これらのリスクを適確に把握し対応していくことが金融機関経営の重要な課題となっています。

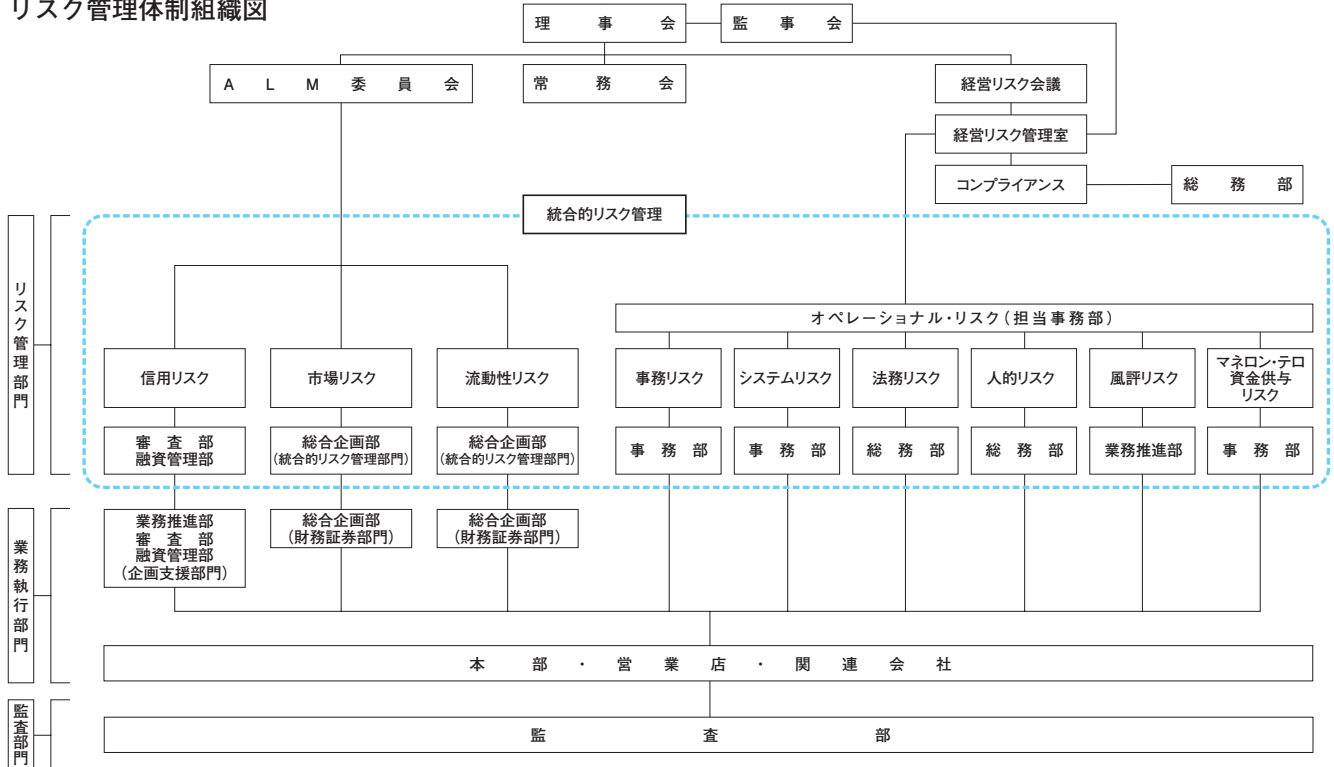
当組合では、「ALM委員会」および「経営リスク会議」(注)を設置しており、各リスクをより正確に把握・分析し適正にコントロールするとともに、各リスク管理方針について毎年見直しを行うことや、内部監査によるリスク管理の検証を実施することで態勢の充実に取り組んでおります。

また、リスク管理にあたっては、各所管部署による管理のほか、業務に内在する各種リスクを一元的に管理し、総体的に捉えたリスクを経営体力(自己資本)と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的として統合的リスク管理を行っております。

(注)「経営リスク会議」

令和5年度に経営環境の変化を踏まえ、新たに「経営リスク会議」を設置しました。これによりオペレーショナル・リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会は廃止され、経営リスク会議がコンプライアンスやオペレーショナル・リスク等を横断的に管理し、潜在的な問題を前広に察知し、その顕在化を未然に防止する役割を担うこととなりました。

リスク管理体制組織図



●信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先企業・個人の業況の悪化等により、貸出金の回収が不能となったり、利息の徴求が不能となることにより損失を被るリスクのことです。

当組合では、貸出資産の健全性を維持するため、担当部署が個々の案件に対し、財務内容・保全面・信用力等をはじめ総合的な分析を行い、厳正厳格な審査を行っているほか、職員に対しては、融資のさまざまな研修を行い、審査管理能力の向上に努めております。

また、自己査定基準書に基づき、厳正な自己査定を実施しているほか、信用リスク計量化システムにより信用リスクを定量化し、ALM委員会において管理しております。また大口与信先については、一定の条件下によるリスク計測を行い、ALM委員会で管理しております。

●市場リスク管理

市場リスクとは、金利・有価証券等の価格、為替相場などの市場リスクの要因の変動により保有する資産価値が低下し損失を被るリスクのことです。

当組合ではALM委員会において、金融・経済動向や金利予測等について検証し、市場リスクへの迅速な対応、より健全な資産、負債の管理及び収益確保に努めております。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされる、または市場情勢等により、市場において取引ができなかったり、著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスクのことです。

当組合では担当部署により運用・調達、資金繰りの状況を把握するとともに、ALM委員会にて検証を行い、適切な流動性リスク管理に努めております。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当組合では事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスク、マネー・ローダリング及びテロ資金供与リスクについて管理し、オペレーショナル・リスク担当部署において、各種リスクの洗い出しと対応策の協議等を行なっているほか、経営リスク会議をリスク管理の統括機関として、管理対象リスクについて評価・検討する体制としています。

事務リスク管理については、各種規程・マニュアル等の整備、研修・事務指導等の実施、定期的な内部監査及び自店検査の実施により厳正な事務管理に努めております。

システムリスク管理については、当組合は信組共同センターにオンラインシステムの運用を委託しており、同センターにおけるバックアップシステム等により安全性を確保しております。また情報資産に対する管理体制を規程に定め、安定した業務遂行に努めております。

法令等遵守の体制

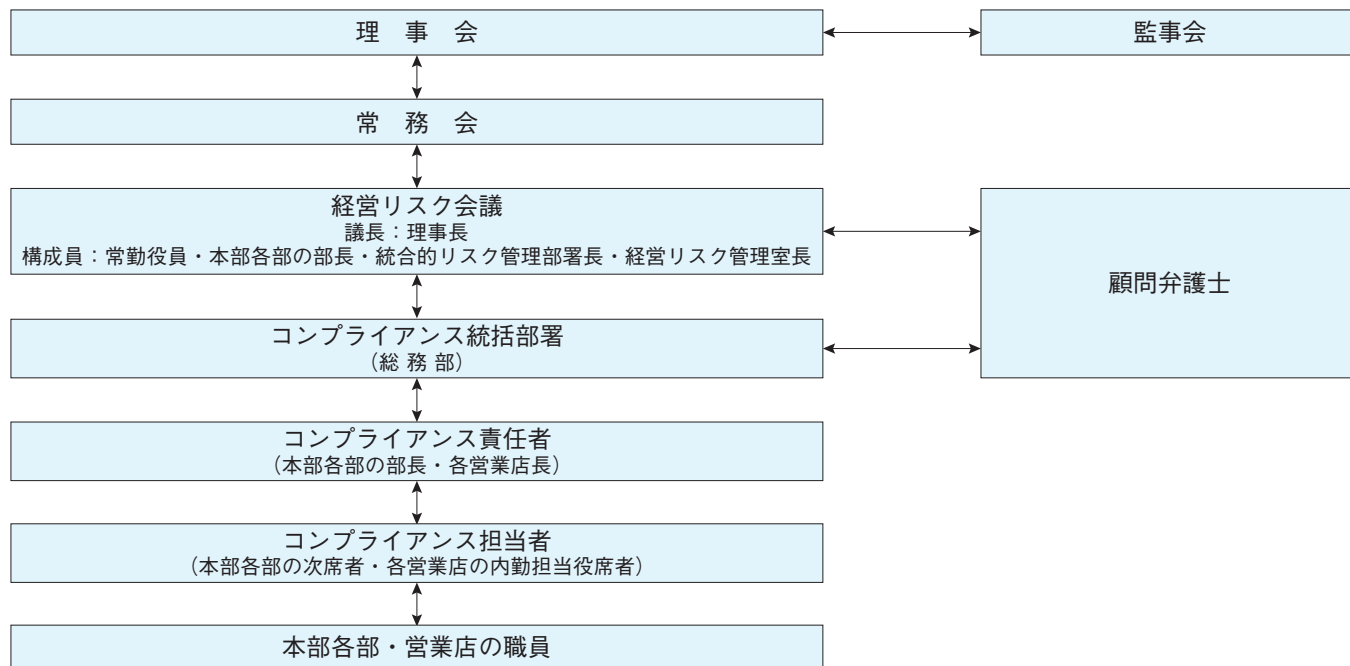
●法令等遵守の体制(コンプライアンス)について

「コンプライアンス」とは、金融取引において、公正な競争、個人情報の厳正な取扱い、マネー・ロンダリングの防止等の法令やルールを厳格に遵守しながら社会的規範を維持することです。

当組合では、協同組織金融機関としての「社会的責任」と「公共的使命」を果たすため、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を図っており、その実現に向け、コンプライアンス体制を円滑かつ実効性のあるものとするため、役員自らが率先垂範を旨とし、体制整備及び意識の高揚に取り組んでおります。

体制の構築については、経営リスク会議を設置するとともに、本部各部署及び各営業店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス統括部署と連携して体制の確立に努めており、また、規程・マニュアル等の制定により遵守を促すとともに、自店検査及び本部担当部署による内部監査により、相互牽制の強化を図っております。

●コンプライアンス体制



報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、退任時に総代会で承認を得た後、支払っておりましたが、令和元年度に本制度を廃止しました。

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	45	82
監事	8	9
合計	54	91

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事13名、監事3名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

注1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しなかった報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

地域貢献

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、青森市に本店を置き、青森県全域を営業区域として、地元の中小零細事業者や住民の皆さまが組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小零細事業者や住民の皆さま一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常に顧客(組合員)の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

今後とも、「地域から信頼され、地域になくなくてはならない信用組合」を目指し、地域社会の発展に貢献する「けんしんよう」として皆さまと一緒に歩んでまいります。

融資を通じた地域貢献

◎貸出先数・貸出残高(令和5年3月31日現在)

当組合は、青森県内での資金供給の円滑化を図る役割を担っており、協同組織金融機関として、当組合貸出金の大部分を県内中小企業者や県民の皆さまへの融資で占めております。その状況は次のとおりとなっております。

〈事業者向け融資〉

先数	貸出残高	うち運転資金	うち設備資金
1,820先	59,841百万円	39,401百万円	20,439百万円

〈地方公共団体向け融資〉

先数	貸出残高
3先	11.620百万円

〈個人向け融資〉

先数	貸出残高	うち消費者ローン		うち住宅ローン	
		件数	貸出残高	件数	貸出残高
10,331先	24,363百万円	13,295件	13,750百万円	652件	7,424百万円

※個人事業者向けの個人消費資金を含みます。

◎資金ニーズに応じた各種融資商品の提供

当組合では、事業者の皆さまや県民の皆さまの資金ニーズに迅速にお応えするため、各種融資商品を提供しております。また、今後も、皆さまのニーズにお応えすべく、融資商品の開発・発売に積極的に取り組んでまいります。

●主な事業者向けローン

(令和5年6月30日現在)

種類	ご融資額	お使いみち	返済方法	返済期間
事業者カードローン	2,000万円以内	事業資金	利息元金組入	2年毎再審査
ふるさと活性化特別融資制度	1,000万円以内	事業資金	証書貸付 元金返済時一括返済	10年以内
			手形貸付 期日一括返済	1年以内
事業者応援資金 YELL(エール)	2,000万円以内	事業資金	証書貸付 元金返済時一括返済	5年以内
			手形貸付 期日一括返済	1年以内
短期継続型融資 ステップ・ファイブ	2,000万円以内	事業資金	手形貸付 期日一括返済	最大4回更新

●主な個人向けローン

(令和5年6月30日現在)

種類	ご融資額	お使いみち	返済方法	返済期間
ワイドカードローン	10～300万円	自由(事業資金も可)	定額返済	自動更新(1年)
ミドルカードローン	10～200万円	自由(事業資金を除く)	定額返済	自動更新(3年)
金利選択型住宅ローンイセレクト	10,000万円以内	住宅資金	元利均等返済	40年以内
多目的ローン	1,000万円以内	マイカー資金	元利均等返済	10年以内
		教育資金 リフォーム資金		15年以内
		その他資金使途が明確な もの		10年以内
多目的サポートローン	500万円以内	マイカー資金 教育資金 リフォーム資金	元利均等返済	10年以内
新フリーローン	1,000万円以内	自由(事業資金を除く)	元利均等返済	10年以内
スーパーサポートローン	500万円以内	自由(事業資金も可)	元利均等返済	15年以内

取引先への支援状況等

◎事業再生支援への取組み

当組合では、融資管理部内に「企業再生支援」の専任者を配置し、経営改善や事業再生を必要とするお取引先に対し、営業店、お取引先と一体となって、経営改善や事業再生に取り組んでおります。

令和4年4月から令和5年3月まで新たに外部機関及び外部専門家を通じての事業再生支援状況は、次のとおりです。

- ・青森県中小企業活性化協議会を通じた支援 6先
- ・外部専門家との連携を通じた支援 8先

◎担保・保証に過度に依存しない融資の推進

当組合では、無担保・第三者保証人不要の「事業者応援資金YELL(エール)」及び「ステップ・ファイブ」や、スコアリングモデルを活用した「地域支援特別融資制度」及び「ふるさと活性化特別融資制度」等の取扱いを行っており、担保・保証に過度に依存しない融資の推進に積極的に取り組んでおります。

これら商品の令和5年3月末現在の残高は227先1,580百万円となっております。

◎創業支援への取組み

当組合では、新時代に即応した、創業・起業・新事業を志す方に対して、その実現を支援し、新たな価値の創造を促し地域経済の活性化につなげようと、創業支援融資制度「未来」の取扱いを行っております。

◎新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーの出会いの場を提供

当組合では、上部団体であります全国信用協同組合連合会が主催する「しんくみ食のビジネスマッチング展」を活用し、新たなビジネスチャンスを創出し、ビジネスパートナーとの出会いの場を提供しております。当組合では、このようなビジネスマッチング展を通じて販路の開拓や新商品の開発、販売促進などの活動を行い、事業の発展と地域の振興に貢献していきます。

本ビジネスマッチング展への参加者事業者 令和4年度実績 1先

地域サービスの充実

◎店舗・ATM等チャネルの充実

当組合は、県内に23の店舗と、7カ所の店舗外ATMを設置するほか、全国のMICS加盟金融機関とのATM出金業務提携や、全国の信用組合、第二地銀、信用金庫、労働金庫及びゆうちょ銀行とのATM入出金業務提携を実施しております。また、セブン銀行(入出金業務)やイオン銀行(入出金業務)ともATM業務提携を行っているほか、JR東日本関東連合会(株)ビューカードとのATM提携により、JR東日本管内の駅に設置しているATM「VIEW ALTTE(ビューアルッテ)」での出金及び残高照会のお取扱いもできます。

さらに、青森銀行とのATM相互利用で出金手数料無料提携「あすなろネット」に加え、入金手数料無料提携も実施しているほか、全国の加盟信用組合とのATM相互利用手数料無料提携「しんくみお得ネット」の実施や、当組合組合員に対しての他信用組合及び第二地銀、信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行、セブン銀行のATM利用による入金手数料のキャッシュバックサービスを実施するなど、ATM利用手数料の無料化を推進しております。

このほか、各クレジット会社等へのATM開放や、多様化するライフスタイルにあ

わせ、インターネットバンキングやQRコード決済サービスの提供を実施するなど、チャネルの拡充を図り、お客さまの利便性向上に努めております。

◎けんしんよう年金友の会「沙羅」による活動

けんしんよう年金友の会「沙羅」は、当組合で年金をお受取りの皆さまの親睦を図るため、平成6年に発足し、現在の会員数は11,457名(令和5年3月末)となっております。

会員の皆さまには、ライフサポートの特典や、金利上乘せ定期預金等のサービスを実施しております。

◎お客さまアンケート調査の実施

当組合に対するお客さまのご意見をお伺いするため、令和4年7月にお客さまアンケート調査を実施しました。おかげさまで、多数のお客さまからのご回答をいただき、貴重なご意見・ご要望を頂戴しました。当組合では、今回のアンケート結果を活用し、これまで以上のサービス・機能の提供に努めるとともに、今後も、お客さまの満足度向上のため、より一層努力してまいります。

文化的・社会的貢献に関する活動

◎エコ絵画コンクールの実施

当組合では、平成22年度から、地球温暖化防止と環境保護活動の一環として「けんしんようエコ絵画コンクール」を実施しております。

このコンクールは、子ども達に自然環境の美しさや自然環境保護の大切さを知ってほしいと願って実施しているものです。

入賞した作品については、当組合の本支店においてロビー展を開催したほか、当組合のカレンダーにも使用しております。

◎献血運動に参加

9月1日から9月7日までの「しんくみの日」週間にちなみ、社会貢献活動の一環として、平成15年度より毎年継続して献血活動を実施しております。令和4年度は、9月7日に本店駐車場において移動採血車による献血活動を実施し、当組合従業員の

ほか、お取引先の皆さまにもご参加いただきました。

◎未使用切手等収集寄付活動

9月1日から9月30日までの1カ月間、未使用のはがき・切手や使用済み切手等の収集活動を行いました。

役員はもとより、組合員やお取引先の皆さまからもご協力をいただき、多数の未使用のはがき・切手や使用済み切手等が集まり、社会福祉に役立てるため、青森県社会福祉協議会へ寄付いたしました。

◎クリーン活動

地域に密着した地域貢献活動の一環として、今年度も継続して、県内5カ所(青森エリア・津軽エリア・むつエリア・上北エリア・三八エリア)で清掃活動を実施いたします。

トピックス

●「けんしんようエコ絵画コンクール」の実施

当組合では、平成22年度から、地球温暖化防止と環境保護活動の一環として「けんしんようエコ絵画コンクール」を実施しております。

このコンクールは、子ども達に自然環境の美しさや自然環境保護の大切さを知ってほしいと願い実施しているものです。

昨年度は、第13回目の実施となりましたが、「青森県の美しい森林」、「青森県の自然と生物」というテーマで、県内の小学校・中学校・高等学校の児童・生徒の皆さんから作品を募集（募集期間：令和4年7月1日～8月31日）したところ、205点の応募をいただきました。

入賞した作品については、当組合の本支店においてロビー展を開催したほか、当組合のカレンダーにも使用しております。

●「超トクパスポート」の作成・配布

「超トクパスポート」は、特別なサービスが受けられるオリジナル特典ブックです。このパスポートを使うと、レジャー施設、飲食店、温浴施設、宿泊施設などで特別なサービスを受けることができます。当組合の商品を契約していただいたお客様や職域提携先には、このパスポートを配布しています。当組合を利用しているお客様がこのパスポートを利用することで、パ

スポーツに掲載されている取引先を利用する機会が増えます。これにより、地域の経済活性化に貢献しています。現在、超トクパスポートには57か所の取引先が掲載されています。

●「しんくみピーターバンカード」の寄付金贈呈

「しんくみピーターバンカード」は、お客様に負担をかけることなく、カード利用代金の0.3%を、県内の障害や難病とたたかっている子供たちやその家族への支援活動団体や、子供たちの健全育成の支援活動団体等に寄付するほか、0.2%をロンドンの「グレート・オーモンド・ストリート病院子どもチャリティ」へ寄付するものです。

当組合では令和4年9月に、学校法人青森山田学園及び学校法人青森田学園へ寄付金を贈呈しており、今後も引き続きこうした取組みを継続してまいります。

●「けんしんようはばたき奨学金」

当組合では、地域への社会貢献活動の一環として、高等学校の新入学生を対象とした返済不要の給付型奨学金制度「けんしんよう はばたき奨学金」を設けております。令和5年度は5月に奨学金をお渡ししてまいりました。

金融円滑化への取組み

当組合は、地域の中小企業者や個人の皆さまに対して必要な資金を円滑に供給することや、経営相談・経営改善などの支援に取組むことは、地域金融機関として重要な役割と認識しており、従来より積極的に取組んでまいりました。こうしたなか、平成21年12月に「中小企業金融円滑化法」が施行されたことを受け、金融仲介機能をさらに発揮していくため、金融円滑化に係る方針や規程を定めるとともに、全営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置するなどの態勢整備を行い、より一層の地域金融の円滑化に取組んでおります。

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末で終了となりましたが、当組合では引き続き金融円滑化に関する相談・支援に積極的に取組んでまいります。

地域密着型金融への取組み

令和4年度地域密着型金融推進計画の履行状況

1. 基本方針

当組合は「相互扶助の精神に基づき、組合員の繁栄と地域社会の発展に貢献する」を経営理念としております。協同組織金融機関として、金融サービスの提供を通じ、地域社会との持続的な共存共栄を目指しており、「地域密着型金融」は、まさにこの経営理念と基軸を一にするものです。

したがって、当組合は協同組織金融機関としての役割を最大限に履行するため、地域経済活性化に向けた恒久的な取組みとして、より一層、地域密着型金融を推し進めてまいります。

また、国の「まち・ひと・しごと創生」政策に基づき、県内の各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を中心とした地方創生にも積極的に関与参画し、地域経済活性化に向け取組んでまいります。

2. 推進計画

項目	具体的な取組み	数値目標	履行状況
1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮			
(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握分析 ① 企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力の発揮へ向けた人材育成	○ 上部団体である「全信中協」、「全信組連」主催を中心とした外部研修への派遣及び内部研修の実施 ○ 通信教育の励行		○ 「全信中協」等主催の研修への参加 ○ 通信教育の励行と受講者への奨励金交付
(2) 最適なソリューションの提案 ① 創業・新事業支援機能の強化 ② 担保・保証に過度に依存しない融資の推進	○ 創業支援融資制度「未来」の販促促進 ○ 「地域支援特別融資制度」、「ふるさと活性化特別融資制度」、「事業者応援資金YELL(エール)」及び「ステップ・ファイブ」の販促促進		○ 販促促進の継続 ○ 令和5年3月末残高 227件 1,580百万円
③ 経営改善指導、支援 ○ 経営改善可能性のある企業の選定、支援方策の検討	○ 経営改善支援取組先の選定 ○ 経営改善計画取組先の選定 ○ ランクアップ	○ 24先 ○ 24先 ○ 5先	○ 経営改善支援取組実績 24先 ○ 経営改善計画取組実績 15先 ○ ランクアップ 0先 ○ ランクダウン 5先
○ 外部機関等の活用による事業再生支援	○ 外部機関及び外部専門家等の第三者的視点や専門的な知見・機能の積極的な活用による事業再生支援		○ 中小企業活性化協議会実行先 6先 ○ 外部専門家連携先 8先
2. 地域の面的再生への積極的な参画			
(1) 地方公共団体や各種団体等との連携による地域の活性化支援	○ 地方公共団体や各種団体等との連携強化及び取組みへの参画		○ 地方公共団体や各種団体主催の諸会議への出席
(2) 「まち・ひと・しごと創生地方版総合戦略」の推進と積極的な参画	○ 地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」推進のための態勢整備及び積極的な参画		○ 地方創生への取組み強化に向け、業務推進部を主管部署とし各地方公共団体や弘前大学との提携等を推進
3. 地域や利用者に対する積極的な情報発信			
(1) 地域密着型金融の取組み状況等に関する情報開示	○ ディスクロージャー誌及びホームページの活用による情報開示		○ 地域密着型金融推進計画及び同計画の履行状況をディスクロージャー誌やホームページに掲載
4. その他			
(1) 地域活性化につながる多様なサービスの提供 利用者ニーズに基づいたサービスの提供と経営への反映	○ 「利用者満足度アンケート調査」の継続実施と改善策の検討・実施		○ 令和4年7月、アンケート調査を実施 令和4年11月、調査結果を公表

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、地域に根差した協同組織金融機関として「相互扶助の精神に基づき、組合員の繁栄と地域社会の発展に貢献する」を経営理念とし、地域社会の永続的な発展に寄与することを最も重要な社会的使命と考えております。

このような考えのもと、中小企業の経営支援については、支援先訪問による密着した取組みを基本とし、経営課題に応じた解決策の提案や、条件変更などの必要な措置を柔軟かつ迅速に実行していきます。

また、支援先の経営改善計画達成に向け、営業店と本部が連携してモニタリングを強化し、経営課題の解決に取組んでいきます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

平成25年2月1日付で、東北財務局長並びに東北経済産業局長より、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受け、融資管理部内に経営支援を専門とする「企業再生支援グループ」を設置しております。

また、中小企業者の金融円滑化を図るために、貸付条件の変更はもちろん、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、さらには、外部専門家（公認会計士等）と連携し、支援先の経営改善、事業再生などに取組んでおります。

中小企業の経営支援に関する取組状況

●創業・新規事業開拓の支援

創業・起業・新事業を志す方に対して、その実現を支援し、新たな価値の創造を促し、地域経済の活性化につなげていただくため、創業支援融資制度「未来」の取扱いをしております。

●成長段階における支援

無担保・第三者保証人不要の「事業者応援資金YELL（エール）」及び「ステップ・ファイブ」や、スコアリングモデルを活用した「地域支援特別融資制度」及び「ふるさと活性化特別融資制度」等の取扱いを行っております。また、日本政策金融公庫と連携したCLO融資（地方創生ローン）の取扱いも含め、担保・保証に過度に依存しない融資の推進に積極的に取組んでおります。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- 青森県中小企業活性化協議会の下で抜本的な経営改善を図るため、当組合を含む複数の金融機関が連携した支援を実施し、支援先の財務健全化に取組んでおります。
- 青森県中小企業活性化協議会の下で当組合が取引先企業の経営改善計画書の作成をサポートする等、経営改善に向けた抜本的な取組みをしております。
- 外部専門家（公認会計士等）と連携して事業再生を図り、支援先の財務健全化に取組んでおります。
- 外部専門家と連携した経営改善計画書の作成や、他金融機関と協調した条件変更の実施など、支援先企業の経営改善に取組んでおります。
- 令和3年7月に経営支援力の強化に向け、株式会社商工組合中央金庫と連携協定を締結、令和4年3月に「公益財団法人21あおもり産業総合支援センター」と連携協力協定を締結しており、県内中小企業等の支援体制を強化し、地域経済の発展に取組んでおります。

令和4年度の中小企業向け新規融資取扱状況

新規融資先数：延べ552先
新規融資金額：18,982百万円

令和4年度の条件変更の対応状況

- 中小企業向け条件変更対応状況
 - 申込口座数：570件 申込金額：10,942百万円
 - 実行口座数：570件 実行金額：11,140百万円
- 住宅資金の条件変更対応状況
 - 申込口座数：5件 申込金額：53百万円
 - 実行口座数：5件 実行金額：53百万円
- 本部支援担当部署が選定した中小企業再生支援先24先については、本部主導で経営改善に取組んでおります。
 - 令和4年度他金融機関と連携し条件変更実行先：14先
 - 令和4年度の外部専門家連携先：5先

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯かつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

- お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてもご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。
3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1.①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	329件	358件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	37.56%	36.08%
保証契約を解除した件数	54件	20件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

※個人事業者向け融資を含みます。

地域の活性化に関する取組状況

当組合は、協同組織金融機関として、地域の事業者の皆さまへの円滑な資金供給に資するため、あるいは、地域の特性に応じた地場産業の支援を図ることを目的に、スコアリングモデルを活用した「地域支援特別融資制度」の取扱いをしております。取扱い状況は、令和5年3月末現在32件、95百万円の残高となっております。今後におきましても、地域特性に応じた融資商品等の提供により地域経済の活性化に積極的に取組んでまいります。

また、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生においては、9団体（青森県・青森市・五所川原市・むつ市・三沢市・弘前市・平内町・おいらせ町・三戸町）と提携したほか、弘前大学とも提携し、その主旨に基づき、地域社会の発展のため積極的に取組んでおります。

主な手数料一覧

(令和5年6月30日現在)

種 類		3万円未満	3万円以上	
振込手数料	窓口	当組合あて	330円	550円
		他金融機関あて	600円	770円
	ATM・EB	同一店内あて※1	無 料	無 料
		本支店あて	220円	330円
		他金融機関あて	380円	550円
振込組戻料	当組合あて	660円		
	他金融機関あて	1,100円		

※1 受取人口座と依頼人口座が同一店舗の場合の振込です。

代金取立	同一店内の小切手※2	無 料
	他店の小切手	440円
	手形	660円
	個別取立※3	1,100円

※2 受付店と支払店が同一の場合

※3 電子交換所に参加しない金融機関の手形・小切手、電子交換対象外証券等

その他	不渡手形返却料	1,100円
	取立手形組戻料	1,100円
	取立手形店頭呈示料	当組合あて 660円 他金融機関あて 1,100円
種 類		料 金
当座預金	小切手帳 1冊(50枚)	5,500円
	約束手形帳 1冊(25枚)	2,750円
	マル専手形 (1枚につき)	550円
通帳証書等再発行	1,100円	
カード再発行	1,100円	
残高証明書発行手数料	(制定様式 1通当たり) 660円 (制定様式以外 1通当たり) 1,100円	
取引履歴発行手数料(1口座当たり 直近10年まで)	1,100円	
夜間金庫使用料(月額)	5,500円	
法人インターネットバンキング基本手数料(月額)	1,100円	

CD・ATM手数料		料 金	
当組合の通帳・カードによるお引出し(お取引1回毎)	平日	7時から8時まで	110円
		8時から18時まで	無 料
	土曜・日曜・祝日	18時から21時まで	110円
		8時から21時まで	110円
他金融機関のカードによるお引出し(お取引1回毎)	平日	8時から18時まで	110円
		18時から21時まで	220円
	土曜・日曜・祝日	8時から21時まで	220円
		8時から18時まで	110円
他金融機関のカードによるお預け入れ(お取引1回毎)	平日	8時から18時まで	220円
		18時から21時まで	220円
	土曜日	8時から9時まで	220円
		9時から14時まで	110円
日曜・祝日	14時から21時まで	220円	
	8時から21時まで	220円	
ゆうちょ銀行のカードによるお引出し・お預け入れ(お取引1回毎)	平日	8時から8時45分まで	220円
		8時45分から18時まで	110円
	土曜日	18時から21時まで	220円
		8時から9時まで	220円
	日曜・祝日	9時から14時まで	110円
		14時から21時まで	220円
8時から21時まで	220円		

〈青森銀行ATMの利用〉

青森銀行のATMを手数料無料でご利用いただけます。

入金は終日無料、出金は時間外手数料が必要となります。(平日8:00～18:00は手数料無料)

(注)1. 当組合ATMでの、当組合の通帳、カードによるお預け入れは、全ての曜日、時間帯が無料です。

2. 上記の手数料には、消費税10%が含まれております。

両替手数料(取扱い1件毎)				
硬貨の合計枚数(お持込枚数とお受取枚数のいずれが多い枚数)				
1～50枚	51～500枚	501～1,000枚	1,001～2,000枚	2,001～3,000枚
無 料	440円	660円	990円	1,320円
3,001～4,000枚	4,001～5,000枚	5,001～6,000枚	6,001～7,000枚	以降1,000枚毎に550円加算
1,650円	2,200円	2,750円	3,300円	
大量硬貨入出金手数料(取扱い1件毎)				
硬貨取扱枚数				
1～300枚	301～500枚	501～1,000枚	1,001～2,000枚	2,001～3,000枚
無 料	440円	660円	990円	1,320円
以降1,000枚毎に550円加算				

(注)1. 一顧客1日あたりの合計枚数に応じた手数料とします。

2. 枚数・金額のわからない硬貨を入金する場合、「無料」に該当する場合であっても、当組合で数えた場合は440円いただきます。

融資関係手数料

不動産担保取扱手数料	設定額(極度額)	1,000万円未満	11,000円
		1,000万円以上1億円未満	22,000円
		1億円以上	33,000円
	極度額変更		11,000円
融資関係用紙代	手形用紙、各種契約書類	1枚につき	110円

(注)1. 制度商品として別に定めのあるものは、各制度商品の定めによります。

2. 上記の手数料には、消費税10%が含まれております。

■主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

G. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

H. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務

(ハ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(ニ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ホ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ヘ) 保護預り及び貸金庫業務

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

● 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出下さい。

【青森県信用組合総務部】 電話：017-739-7110 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）
受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://www.aomoriken.shinkumi.co.jp/>

● 紛争解決措置

仙台弁護士会 紛争解決支援センター（電話：022-223-1005） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部または下記の「しんくみ相談所」にお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456

店舗一覧表(事務所の名称・所在地及び自動機器設置状況)

(令和5年6月30日現在)

	店名	住所	電話	ATM
青森エリア	本店営業部	〒030-0843 青森市大字浜田字玉川207-1	017-729-3511	1台
	旭町支店※	〒030-0851 青森市旭町1-3-18	017-775-1935	1台
	中央支店	〒030-0823 青森市橋本1-3-4	017-723-2271	1台
	駅前支店※	〒030-0801 青森市新町1-3-7	017-723-2671	1台
	沖館支店	〒038-0011 青森市篠田2-21-12	017-766-2368	1台
	浪打支店	〒030-0961 青森市浪打1-1-15	017-743-1504	1台
津軽エリア	弘前支店	〒036-8355 弘前市大字元寺町17	0172-35-0225	1台
	黒石支店	〒036-0376 黒石市旭町8-5	0172-52-8341	1台
	五所川原支店	〒037-0067 五所川原市字敷島町66-4	0173-35-3020	1台
	木造支店※	〒038-3145 つがる市木造千代町30-3	0173-42-2166	1台
むつエリア	むつ営業部	〒035-0073 むつ市中央2-8-1	0175-24-1131	1台
	川内支店※	〒039-5201 むつ市川内町川内296-2	0175-42-3221	1台
	大畑支店※	〒039-4401 むつ市大畑町新町63-3	0175-34-3425	1台
上北エリア	三沢支店	〒033-0011 三沢市幸町2-2-12	0176-53-4161	2台
	百石支店※	〒039-2225 上北郡おいらせ町上明堂107-1	0178-52-2520	1台
	十和田支店	〒034-0011 十和田市稲生町14-12	0176-23-5265	1台
	七戸支店※	〒039-2525 上北郡七戸町字七戸218-3	0176-62-2175	1台
	上北町支店※	〒039-2405 上北郡東北町上北南1-22-10	0176-56-3121	1台
	六ヶ所支店※	〒039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駱字野附269	0175-72-2234	1台
三八エリア	三戸支店	〒039-0131 三戸郡三戸町大字二日町66	0179-22-0231	1台
	名川支店※	〒039-0503 三戸郡南部町大字平字広場20-2	0178-76-2204	1台
	八戸支店	〒031-0802 八戸市小中野1-4-56	0178-43-0611	1台
	田子支店	〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字田子21	0179-32-3320	1台

店外ATM店

店名	住所
むつ市役所出張所	むつ市
マエダ本店出張所	むつ市
ハッピードラッグ若生店出張所	むつ市
外ヶ浜町役場三蔵支所出張所	外ヶ浜町
泊出張所	上北郡六ヶ所村
南部病院前共同出張所	三戸郡南部町(共同)
南部町役場南部分庁舎共同出張所	三戸郡南部町(共同)

地区一覧

青森市	平川市
弘前市	東津軽郡
八戸市	西津軽郡
黒石市	中津軽郡
五所川原市	南津軽郡
十和田市	北津軽郡
三沢市	上北郡
むつ市	下北郡
つがる市	三戸郡

※昼休導入店舗

窓口営業時間(平日)	9:00～11:30 12:30～15:00
------------	---------------------------

11:30～12:30は昼休みとします。

ATMはお昼休みもご利用いただけます。

当組合の子会社等

(令和5年3月31日現在)

関連会社	
会社名	けんしんよう信用保証株式会社
所在地	青森市大字浜田字玉川207番1
業務内容	各種ローンに係わる信用保証業務
設立年月日	平成5年4月21日
資本金	10百万円
議決権比率	10%

— 資料編 —

経理・経営内容	……………14P
資金調達	……………22P
資金運用	……………22P
経営内容	……………24P
自己資本の充実の状況	………25P
その他業務等	……………30P



経理・経営内容

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	3,300,213	3,136,392
資金運用収益	2,856,887	2,771,903
貸出金利息	2,576,493	2,471,248
預け金利息	64,699	69,483
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	170,992	181,461
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	44,701	49,709
役務取引等収益	129,621	116,327
受入為替手数料	53,626	46,484
その他の役務収益	75,994	69,842
その他業務収益	10,174	11,542
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	10,174	11,542
その他経常収益	303,530	236,620
貸倒引当金戻入益	178,136	—
償却債権取立益	596	430
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	124,797	236,190
経常費用	2,939,900	2,777,821
資金調達費用	13,499	12,917
預金利息	13,639	12,529
給付補填備金繰入額	434	224
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	△574	163
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャルペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	626,530	568,749
支払為替手数料	22,971	20,027
その他の役務費用	603,558	548,721
その他業務費用	1,491	2,214
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	1,491	2,214
経費	2,108,420	1,990,351
人件費	1,202,348	1,123,460
物件費	804,620	766,670
税金	101,450	100,220
その他経常費用	189,959	203,588
貸倒引当金繰入額	—	135,011
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	2,868	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	187,090	68,577
経常利益(又は経常損失)	360,313	358,571

科 目	令和3年度	令和4年度
特別利益	3,428	52,285
固定資産処分益	3,288	52,165
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	140	120
特別損失	86,257	139,085
固定資産処分損	14,169	269
減損損失	72,088	138,815
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	277,484	271,771
法人税、住民税及び事業税	10,360	10,360
法人税等調整額	—	△118,661
法人税等合計	10,360	△108,301
当期純利益(又は当期純損失)	267,124	380,072
繰越金(当期首残高)	△2,266,565	△1,999,440
積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)	△1,999,440	△1,619,367

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)	△1,999,440	△1,619,367
計	△1,999,440	△1,619,367
剰余金処分額(又は損失金処理額)	—	—
利益準備金	—	—
資本準備金	—	—
特別積立金	—	—
普通出資に対する配当金	—	—
	(年一%の割合)	(年一%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(年一%の割合)	(年一%の割合)
繰越金(当期末残高)	△1,999,440	△1,619,367

内部監査有効性の確認と法定監査状況

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第52期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月19日

青森県信用組合

理事長 堀内 元博

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8に規定する「特定信用組合」に該当しておりませんので、会計監査人による会計監査は義務付けられておりません。監事による監査を受けております。

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	20年～50年
その他	3年～60年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び必要先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部及び融資管理部(資産査定部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額率給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生期の翌事業年度から費用処理

当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)

年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	221,592百万円
差引額	3,843百万円
- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
1.328%(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)
- 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金16百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として一時点で収益を認識しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	4,143百万円
-------	----------

 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直し」であります。債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
122百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額
「該当なし」
- 子会社等の株式又は出資金の総額
1百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額
「該当なし」
- 子会社等に対する金銭債務総額
「該当なし」
- 有形固定資産の減価償却累計額
5,435百万円

- 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,932百万円
危険債権額	3,126百万円
三月以上延滞債権額	1百万円
貸出条件緩和債権額	418百万円
合計額	6,477百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しております。
23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は177百万円であります。
24. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	17,600百万円
担保資産に対応する債務	借入金	13,000百万円

 上記のほか、為替取引等のために預け金10,080百万円を担保として提供しております。
25. 出資1口当たりの純資産額は161円51銭です。
26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金の設定、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の提供、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び融資管理部により行われ、また、定期的にALM委員会や経営陣による常務会及び理事会を開催し、審議報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理方針に基づき、ALM委員会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会及び理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程及び余裕金運用取扱要領に従い行われております。

総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っております。

総合企画部で保有している株式の一部には、事業推進目的で保有しているものがあり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部より、ALM委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量として、金利の変動の管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金融期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、「当期末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい)、日本金利の場合、1.00%上昇)が生じた場合、経済価値は、3,388百万円減少するものと把握しております。また、要求払預金については明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利その他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項
令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	57,616	57,648	32
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,400	1,355	△44
其他有価証券	25,088	25,088	—
(3) 貸出金(*1)	95,824		
貸倒引当金(*2)	△4,124		
	91,699	95,410	3,711
金融資産計	175,803	179,503	3,699
(1) 預金積金(*1)	164,712	164,682	△29
(2) 借入金(*1)	13,000	13,000	—
金融負債計	177,712	177,682	△29

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

- 金融資産
- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

- (1) 預金積金
要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。
- (2) 借入金
借入金については、当座借越によるものであり、期間が短期であることから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
関連法人等株式(*1)	1
非上場株式(*1)	105
組合出資金(*2)	859
合 計	965

(*1) 関連法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
小 計	—	—	—

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	1,400百万円	1,355百万円	△44百万円
小 計	1,400百万円	1,355百万円	△44百万円
合 計	1,400百万円	1,355百万円	△44百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 関連法人等株式の時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	160百万円	91百万円	69百万円
債 券	2,124百万円	2,093百万円	30百万円
国 債	202百万円	193百万円	9百万円
地 方 債	315百万円	300百万円	15百万円
社 債	1,603百万円	1,600百万円	3百万円
小 計	2,285百万円	2,185百万円	99百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—
債 券	22,803百万円	23,629百万円	△826百万円
国 債	1,341百万円	1,368百万円	△26百万円
地 方 債	2,654百万円	2,700百万円	△46百万円
社 債	18,806百万円	19,560百万円	△753百万円
小 計	22,803百万円	23,629百万円	△826百万円
合 計	25,088百万円	25,815百万円	△726百万円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価によ

- り計上したものであります。
29. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
30. 当期中に売却したその他有価証券はありません。
31. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	500百万円	4,935百万円	12,255百万円	8,635百万円
国 債	—	—	—	1,544百万円
地 方 債	—	315百万円	2,557百万円	97百万円
社 債	500百万円	4,619百万円	9,698百万円	6,993百万円
合 計	500百万円	4,935百万円	12,255百万円	8,635百万円

32. 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落してあり、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。
当事業年度における減損処理はありません。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末時価が取得原価と比べ、30%以上下落したもののうち、50%以上下落したものは原則全額、30%以上50%未満下落したものは過去一定期間の時価の推移や発行会社の業況の推移、また、市場環境の動向等を考慮のうえ、回復の可能性が認められないと判断される銘柄の時価が著しく下落したものとして減損処理しております。

33. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当組合では、青森県内において、賃貸用不動産(土地、建物)及び遊休不動産を保有しております。当事業年度における賃貸用不動産に関する賃貸収入は1百万円となっております。

34. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時 価
8百万円	8百万円

- (注) 当事業年度末の時価は、不動産鑑定評価額により算定しております。
当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,092百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが33,092百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		繰延税金負債(負債)の純額	
税務上の繰越欠損金	1,671百万円		
貸倒引当金	722百万円		
固定資産減損	431百万円		
退職給付引当金	52百万円		
賞与引当金	7百万円		
その他	216百万円		
繰延税金資産小計	3,101百万円		
税務上の欠損金に係る評価性引当額	△1,595百万円		
将来一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,387百万円		
評価性引当額小計	△2,983百万円		
繰延税金資産合計	118百万円		
繰延税金負債合計			
繰延税金資産(負債)の純額	118百万円		

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合 計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	1,671	1,671
評価性引当金	—	—	—	—	△1,595	△1,595
繰延税金資産	—	—	—	—	76	76

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金は1,671百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産76百万円を計上しております。この繰延税金資産76百万円は令和2年3月期から令和4年3月期までに生じた繰越欠損金の残高1,671百万円(法定実効税率を乗じた額)に対して、将来課税所得の見込みにより回収可能と判断した額であり、評価性引当額1,595百万円を認識しております。

37. 連結関連法人等1社の持分法損益に関する事項

関連会社に対する投資の額	1百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	11百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	0百万円

38. その他有価証券の時価が取得原価を超えるもの

39. 重要な後発事象

当組合が保有する社債265百万円(取得原価)につき、当該社債発行会社が、令和5年4月26日付で民事再生手続開始の申し立てをいたしました。なお、現段階で当組合の業績に与える影響を見積もることは困難であります。

損益計算書の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社等との取引による収益総額 2百万円
子会社等との取引による費用総額 259百万円
3. 出資1口当たりの当期純利益 54円24銭
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
5. 青森県内の次の資産について、回収可能価額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額138,815千円を減損損失として特別損失に計上しております。

減損した固定資産の種類と損失額	
土地	4,080千円
有形固定資産	134,735千円

当組合は、管理会計上の最小区分である営業店をグルーピングの単位としており、本部については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。また、遊休資産については、それぞれ独立したグループとしております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産については主に不動産鑑定評価額から、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積り額から処分費用見込額を控除して算定しております。

経理・経営内容

業務粗利益及び業務純益等

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	2,856	2,771
資金調達費用	13	12
資金運用収支	2,843	2,758
役務取引等収益	129	116
役務取引等費用	626	568
役務取引等収支	△496	△452
その他業務収益	10	11
その他業務費用	1	2
その他の業務収支	8	9
業務粗利益	2,355	2,315
業務粗利益率	1.31 %	1.30 %
業務純益	247	519
実質業務純益	247	325
コア業務純益	247	325
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	247	325

(注)1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和3年度一千円、令和4年度一千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

経費の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
人 件 費	1,201	1,123
報酬給料手当	977	911
退職給付費用	75	70
その他	149	140
物 件 費	804	766
事務費	346	349
固定資産費	244	221
事業費	36	34
人事厚生費	9	9
有形固定資産償却	108	114
無形固定資産償却	7	10
その他	51	25
税金	101	100
経費合計	2,107	1,990

役務取引の状況

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
役務取引等収益	129	116
受入為替手数料	53	46
その他の受入手数料	72	67
その他の役務取引等収益	3	2
役務取引等費用	626	568
支払為替手数料	22	20
その他の支払手数料	572	518
その他の役務取引等費用	30	29

受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	△217	△84
支払利息の増減	△12	△581

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	3,978	3,526	3,302	3,300	3,136
経常利益(又は経常損失)	159	△4,537	△601	360	358
当期純利益(又は当期純損失)	66	△6,450	△582	267	380
預金積金残高	173,266	165,718	170,175	167,873	164,712
貸出金残高	93,274	92,745	102,753	98,571	95,824
有価証券残高	26,503	22,195	26,166	26,810	26,594
総資産額	180,684	173,462	191,151	189,915	184,543
純資産額	6,569	7,040	6,471	6,538	6,169
自己資本比率(単体)	6.91%	8.20%	7.34%	7.84%	8.08%
出資総額	5,114	8,703	8,648	8,553	8,515
うち普通出資額	3,664	3,653	3,598	3,503	3,465
うち優先出資額	1,450	5,050	5,050	5,050	5,050
出資総口数	9,829,758口	10,007,940口	9,897,633口	9,707,095口	9,631,598口
うち普通出資口数	7,329,758口	7,307,940口	7,197,633口	7,007,095口	6,931,598口
うち優先出資口数	2,500,000口	2,700,000口	2,700,000口	2,700,000口	2,700,000口
出資に対する配当金	24	—	—	—	—
うち普通出資に対する配当金	7	—	—	—	—
うち優先出資に対する配当金	17	—	—	—	—
常勤役員数	276人	254人	240人	229人	197人
うち常勤役員数	7人	6人	5人	5人	5人
うち職員数	269人	248人	235人	224人	192人

(注)1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

経理・経営内容

自己資本の充実の状況(自己資本の構成に関する事項等)

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	6,554	6,896
うち、出資金及び資本剰余金の額	8,553	8,515
うち、利益剰余金の額	△1,999	△1,619
うち、外部流出予定額 (△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	587	393
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	587	393
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,141	7,290
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	35	40
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	35	40
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	76
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	35	116
自 己 資 本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,106	7,173
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	85,883	84,262
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,701	4,476
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	90,585	88,738
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.84%	8.08%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

1.自己資本調達手段の概要(令和4年度末現在)

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：青森県信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,465百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体：青森県信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,450百万円 ③配当率(実質配当率)：「5年物円金利スワップレート+0.7%」(5年毎に見直し)
期限付劣後ローン	①発行主体：青森県信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,600百万円 ③配当率(実質配当率)：固定金利(5年見直し型)
	—

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和4年度末の自己資本比率は8.08%となり、国内基準の4%を上回り、経営の健全性、安全性を十分に保っております。

自己資本の充実度に関しては、自己資本によりカバーすべきリスクを「信用リスク」、「市場リスク」、「オペレーショナル・リスク」と定め、理事会において当該年度のリスク資本枠を設定し、ALM委員会にてリスク量の使用状況を評価する体制としております。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,400	1,388	△11	1,400	1,355	△44
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,400	1,388	△11	1,400	1,355	△44
合 計		1,400	1,388	△11	1,400	1,355	△44

(注) 上記の「その他」は、投資信託等です。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	134	85	49	160	91	69
	債 券	8,889	8,781	107	2,124	2,093	30
	国 債	386	382	3	202	193	9
	地 方 債	857	834	23	315	300	15
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	7,645	7,564	81	1,605	1,600	5
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	9,023	8,866	157	2,285	2,185	99	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	6	6	0	—	—	—
	債 券	16,273	16,452	△178	22,803	23,629	△826
	国 債	—	—	—	1,341	1,368	△26
	地 方 債	2,352	2,357	△4	2,654	2,700	△46
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	13,920	14,095	△174	18,806	19,560	△753
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	16,280	16,459	△178	22,803	23,629	△826	
合 計		25,303	25,325	△21	25,088	25,815	△726

(注) 1. 上記の「その他」は、投資信託等です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	1	1
非 上 場 株 式	105	105
全 信 組 連 出 資 金 等	859	859
組 合 出 資 金	—	—
合 計	965	965

(注) 1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

3. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

経理・経営内容

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	10	11
その他業務収益合計	10	11

先物取引の時価情報

該当事項なし

オフバランス取引の状況

(単位:百万円)

項 目	令和3年度		令和4年度	
	契約金額 想定元本額	与信相当額	契約金額 想定元本額	与信相当額
与信関連取引(債務保証見返)	143	143	63	63
合 計	143	143	63	63

預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分		令和3年度	令和4年度
預 貸 率	(期 末)	58.71	58.17
	(期中平均)	53.39	52.31
預 証 率	(期 末)	15.97	16.14
	(期中平均)	15.06	15.85

(注)1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.19	0.19
総資産当期純利益率	0.14	0.21

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回 (a)	1.59	1.56
資金調達原価率 (b)	1.21	1.16
総資金利鞘 (a - b)	0.38	0.40

(注)1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
1店舗当りの預金残高	7,298	7,161
1店舗当りの貸出金残高	4,285	4,166

(注)預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

常勤役員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
常勤役員1人当りの預金残高	733	836
常勤役員1人当りの貸出金残高	430	486

(注)預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	令和3年度	179,530 ^{百万円}	2,856 ^{百万円}	1.59%
	令和4年度	177,049	2,771	1.56
う ち 貸 出 金	令和3年度	93,100	2,576	2.76
	令和4年度	89,876	2,471	2.74
う ち 預 け 金	令和3年度	59,298	64	0.10
	令和4年度	59,067	69	0.11
う ち 有 価 証 券	令和3年度	26,271	170	0.65
	令和4年度	27,247	181	0.66
資 金 調 達 勘 定	令和3年度	175,123	13	0.00
	令和4年度	172,368	12	0.00
う ち 預 金 積 金	令和3年度	174,349	14	0.00
	令和4年度	171,808	12	0.00
う ち 譲 渡 性 預 金	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	—	—
う ち 借 用 金	令和3年度	773	△0	△0.07
	令和4年度	560	0	0.02

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度92百万円、令和4年度106百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度一百万円、令和4年度一百万円)及び利息(令和3年度一千円、令和4年度一千円)を、それぞれ控除して表示しております。

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	81,436	46.70	82,339	47.92
定期性預金	92,577	53.09	89,125	51.87
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	335	0.19	343	0.20
合 計	174,349	100.00	171,808	100.00

(注)1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2.定期性預金=定期預金+定期積金

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	127,558	75.98	124,480	75.57
法人	40,314	24.01	40,231	24.42
一般法人	30,943	18.43	31,112	18.88
金融機関	33	0.02	25	0.01
公 金	9,337	5.56	9,093	5.52
合 計	167,873	100.00	164,712	100.00

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令和3年度末	令和4年度末
財形貯蓄残高	110	97

定期預金種別残高

(単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利定期預金	83,621	79,515
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	510	488
合 計	84,132	80,004

(注)その他の定期預金=積立定期預金+期日指定定期預金

資金運用

貸出金種別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	356	0.38	223	0.24
手形貸付	6,517	7.00	6,506	7.23
証書貸付	76,752	82.44	73,354	81.61
当座貸越	9,474	10.17	9,791	10.89
合 計	93,100	100.00	89,876	100.00

有価証券種別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	4	0.01	1,063	3.90
地 方 債	3,280	12.48	3,089	11.34
短期社債	—	—	—	—
社 債	22,785	86.72	22,895	84.02
株 式	201	0.76	198	0.72
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合 計	26,271	100.00	27,247	100.00

(注)当組合は、商品有価証券を保有していません。

担保種別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
当組合預金積金	令和3年度末	723	0.73	—
	令和4年度末	692	0.72	—
有 価 証 券	令和3年度末	13	0.01	—
	令和4年度末	8	0.00	—
動 産	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
不 動 産	令和3年度末	31,326	31.78	42
	令和4年度末	31,110	32.46	52
そ の 他	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
小 計	令和3年度末	32,063	32.52	42
	令和4年度末	31,810	33.19	52
信用保証協会・信用保険	令和3年度末	18,513	18.78	—
	令和4年度末	17,693	18.46	10
保 証	令和3年度末	27,528	27.92	11
	令和4年度末	25,824	26.95	1
信 用	令和3年度末	20,466	20.76	90
	令和4年度末	20,495	21.38	—
合 計	令和3年度末	98,571	100.00	143
	令和4年度末	95,824	100.00	63



資金運用

有価証券種類別残存期間別残高 (単位:百万円)

区	分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	令和3年度末	—	—	—	386
	令和4年度末	—	—	—	1,544
地方債	令和3年度末	—	320	2,788	101
	令和4年度末	—	315	2,557	97
短期社債	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
社債	令和3年度末	799	3,560	11,185	7,420
	令和4年度末	500	4,619	9,698	6,993
株式	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
外国証券	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
その他の証券	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
合計	令和3年度末	799	3,881	13,973	7,908
	令和4年度末	500	4,935	12,255	8,635

貸出金利区分別残高 (単位:百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利貸出	57,747	56,766
変動金利貸出	40,823	39,057
合計	98,571	95,824

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円、%)

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	14,570	66.04	13,750	64.93
住宅ローン	7,491	33.95	7,424	35.06
合計	22,061	100.00	21,175	100.00

貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	68,319	69.31	64,981	67.81
設備資金	30,251	30.68	30,842	32.18
合計	98,571	100.00	95,824	100.00

貸出金償却額 (単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	—	—

貸倒引当金の内訳 (単位:百万円)

項目	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	587	248	393	△194
個別貸倒引当金	4,718	△1,793	3,750	△968
貸倒引当金合計	5,306	△1,545	4,143	△1,162

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金業種別残高・構成比 (単位:百万円、%)

業種別	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	4,114	4.17	4,700	4.90
農業、林業	2,260	2.29	2,451	2.55
漁業	201	0.20	170	0.17
鉱業、採石業、砂利採取業	482	0.48	597	0.62
建設業	12,947	13.13	12,097	12.62
電気、ガス、熱供給、水道業	4	0.00	0	0.00
情報通信業	179	0.18	172	0.18
運輸業、郵便業	3,411	3.46	3,283	3.42
卸売業、小売業	12,033	12.20	11,759	12.27
金融業、保険業	641	0.65	570	0.59
不動産業	9,770	9.91	9,577	9.99
物品賃貸業	9	0.00	27	0.02
学術研究、専門・技術サービス業	464	0.47	426	0.44
宿泊業	1,742	1.76	1,782	1.85
飲食業	1,701	1.72	1,524	1.59
生活関連サービス業、娯楽業	1,570	1.59	1,540	1.60
教育、学習支援業	496	0.50	483	0.50
医療、福祉	178	0.18	160	0.16
その他のサービス	7,847	7.96	8,154	8.51
その他の産業	350	0.35	359	0.37
小計	60,409	61.28	59,841	62.44
国・地方公共団体等	12,985	13.17	11,620	12.12
個人(住宅・消費・納税資金等)	25,175	25.54	24,363	25.42
合計	98,571	100.00	95,824	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	4,039	658	3,380	100	100	
	令和4年度	2,932	588	2,343	100	100	
危険債権	令和3年度	2,772	1,293	1,318	94.19	89.12	
	令和4年度	3,126	1,574	1,387	94.74	89.40	
要管理債権	令和3年度	250	58	46	41.85	24.13	
	令和4年度	418	169	23	46.00	9.27	
	三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—
		令和4年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和3年度	250	58	46	41.85	24.13
		令和4年度	418	169	23	46.00	9.27
小 計	令和3年度	7,063	2,010	4,745	95.65	93.93	
	令和4年度	6,477	2,332	3,754	93.96	90.57	
正常債権	令和3年度	91,794					
	令和4年度	89,543					
合 計	令和3年度	98,857					
	令和4年度	96,021					

(注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。

3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1,2及び4に掲げるものを除く。)です。

6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1,2及び3に掲げるものを除く。)です。

7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」が対象となる債権とは、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されているものです。

10. 金額は決算後(償却後)の計数です。



自己資本の充実の状況

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要…P19をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要…P19をご参照ください
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和57年政令第44号)第3条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	「信用リスク」とは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金等の当組合保有資産の価値が減少ないし消滅するなどして、当組合が損失を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合では、相互牽制の観点から、各部・各セクションの独立性の確保と役割の明確化を図っており、また、管理方法、管理体制等を定めた管理規程を制定し、適切なリスク管理、運営を行っております。
評価・計測	当組合では、自己査定基準書に基づき、厳正な自己査定を実施しております。また、信用リスク量については、信用リスク計量化システムによるシミュレーションをもとにリスク量を計測し、ALM委員会において管理しているほか、大口与信先については、一定の条件下によるリスク計測を行いALM委員会で管理しております。
■貸倒引当金の計算基準 貸倒引当金は、当組合が定める「自己査定基準書」及び「償却・引当の計上基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、適正に計上しております。	
■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しております。 「株式会社格付投資情報センター」、「株式会社日本格付研究所」、「ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク」、「スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス」	
■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行なっておりません。	
■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 「信用リスク削減手法」とは、信用リスク・アセットの額の算出において、預金積金担保や有価証券担保、保証等により信用リスク・アセット額を軽減する措置をいいます。 当組合では、融資に際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から審査を行っており、担保や保証等による保全措置は、あくまで補完的な位置付けとして認識しており、担保や保証等に過度に依存しない融資姿勢に徹しております。ただし、審査の結果、担保や保証等が必要な場合や、迅速かつ便宜性が要求される消費者ローン等の制度融資に民間保証を付す場合などは、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。 当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、適切な事務取扱及び適正な評価や管理を行い、担保や保証が法的に有効であることを常に確認しております。 また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金積金との相殺を用いる場合があります。この場合、当組合が定める事務手続きや各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。 当組合では、信用リスク・アセットの額の算出の際の信用リスク削減手法として、適格金融資産担保の自組合預金積金による削減を用いております。	
■生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 該当事項なし	

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

自己資本の充実の状況

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	「オペレーショナル・リスク」とは、当組合の業務の過程における事務ミス、役職員の不正、システム障害などの内部的不適切な事象や、金融犯罪、窃盗、偽造、地震、火災などの外生的な事象により、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスク、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与リスクに分類しています。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合では、事務手続の標準化及び適正な事務取扱を図るため、各種マニュアル、事務取扱要領、内部規程を制定し、研修会・臨店等によりその徹底に努めるとともに、各部署による定期的な自店検査及び本部担当部署による臨店監査の実施により、管理体制の強化に努めております。 システム管理については、システム障害等に備えて定めた「コンティンジェンシープラン」に基づき、障害発生を想定した模擬訓練を実施し、その影響を最小限に抑えるよう努力しております。 また、オペレーショナル・リスク管理委員会において、各所管部署から報告された問題点等について原因説明と対応策を協議するとともに、対応策の実行と実行結果の検証を行なっております。
評価・計測	当組合は、オペレーショナル・リスクの計測については、基礎的手法により算出しております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当組合は、オペレーショナル・リスク相当額を基礎的手法により算出しております。	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明	出資等又は株式等エクスポージャーのうち、当組合で保有しているものは、全信組連出資金、その他の出資金、上場株式、非上場株式、関連会社株式があり、これらの財務状況の悪化や時価額の下落等により、当組合が損失を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合では、時価のある株式については、当組合が定める「市場リスク管理規程」や「余裕金運用規程」に基づき管理しております。また、出資金及び時価のない株式については、自己査定基準書に基づき厳正な自己査定を行うなど適正に管理を行っております。
評価・計測	当組合では、時価のある株式については、毎日時価額の把握を行うとともに、時価額が一定割合で下落した場合の損失額を毎月計測し、経営陣へ適宜報告を行うなど適切な管理に努めており、出資金及び時価のない株式についても、財務諸表等に基づき厳正な自己査定を行っております。また、会計処理については、当組合が定める「償却・引当の計上基準規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	「金利リスク」とは、市場金利の変動により、資産価値が減少したり、将来の収益に影響が出るなどして、当組合が損失を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合では、SKC-ALMシステムを用いて、毎月計測を行い、ALM委員会において管理を行っております。
評価・計測	当組合では、SKC-ALMシステムを用いて、ギャップ分析、現在価値分析、VaR分析を行っており、金利変動がおよぼす影響を毎月計測し、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

計測対象とした資産・負債

貸出金・有価証券・預け金・預金など、金利・期間を有する資産・負債

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
- ・コア預金およびその前提 金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮
- ・コア預金に割り当てられた金利改定の平均満期 2.5年
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提 1通貨のみであり、それ以外の通貨は保有しておりません
- ・スプレッドに関する前提 考慮しておりません
- ・内部モデルの使用等、重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用しておりません
- ・自己資本比率など鑑みて、健全性に問題のない水準となっております

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ		□		ハ		ニ	
項番		△EVE		△NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	3,388	3,660	565	598				
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0				
3	スティープ化	2,638	2,866						
4	フラット化	0	0						
5	短期金利上昇	323	337						
6	短期金利低下	0	0						
7	最大値	3,388	3,660	565	598				
		ホ		へ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	7,173		7,106					

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

自己資本の充実の状況

— 定量的事項 —

- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項…P.26をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	85,883	3,435	84,262	3,370
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	85,883	3,435	84,262	3,370
(i) ソブリン向け	1,173	46	1,216	48
(ii) 金融機関向け	12,350	494	11,735	469
(iii) 法人等向け	29,057	1,162	29,279	1,171
(iv) 中小企業等・個人向け	24,580	983	23,641	945
(v) 抵当権付住宅ローン	597	23	503	20
(vi) 不動産取得等事業向け	10,918	436	10,765	430
(vii) 3カ月以上延滞等	806	32	721	28
(viii) 出資等	201	8	201	8
出資等のエクスポージャー	201	8	201	8
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,073	42	1,063	42
(xi) その他	5,123	204	5,132	205
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	4,701	188	4,476	179
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	90,585	3,623	88,738	3,549

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、現金等の流動資産や不動産などの固定資産が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.23をご参照ください。

自己資本の充実の状況

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		その他の資産		3か月以上延滞エクスポージャー			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
国	195,646	189,512	99,245	96,098	26,676	27,167	—	—	69,724	66,246	4,976	3,466
地域別合計	195,646	189,512	99,245	96,098	26,676	27,167	—	—	69,724	66,246	4,976	3,466
製造業	9,420	9,958	4,426	4,764	4,909	5,109	—	—	85	85	276	199
農業、林業	2,836	3,011	2,836	3,011	—	—	—	—	—	—	28	26
漁業	744	738	744	738	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	485	600	485	600	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	13,620	12,604	13,620	12,604	—	—	—	—	—	—	1,316	183
電気・ガス・熱供給・水道業	5,221	5,219	12	9	5,209	5,209	—	—	0	0	0	—
情報通信業	1,955	1,892	182	174	1,702	1,702	—	—	71	15	—	—
運輸業、郵便業	4,100	3,920	3,500	3,320	600	600	—	—	—	—	52	32
卸売業、小売業	13,932	13,649	12,919	12,637	1,001	1,001	—	—	10	10	462	415
金融業、保険業	66,787	62,940	676	601	4,406	3,705	—	—	61,705	58,632	134	134
不動産業	13,766	13,557	9,992	9,782	3,774	3,775	—	—	—	—	767	814
物品賃貸業	9	27	9	27	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	570	526	570	526	—	—	—	—	0	0	—	—
宿泊業	1,780	1,819	1,780	1,819	—	—	—	—	—	—	783	692
飲食業	2,120	1,927	2,120	1,927	—	—	—	—	—	—	304	202
生活関連サービス業、娯楽業	1,901	1,860	1,880	1,839	—	—	—	—	20	20	135	217
教育、学習支援業	496	483	496	483	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	179	160	179	160	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	8,420	8,688	8,419	8,688	—	—	—	—	0	0	597	469
その他の産業	362	372	362	372	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	18,067	17,693	12,986	11,621	5,073	6,064	—	—	7	7	—	—
個人の他	21,043	20,386	21,043	20,386	—	—	—	—	—	—	115	77
その他の他	7,822	7,472	—	—	—	—	—	—	7,822	7,472	—	—
業種別合計	195,646	189,512	99,245	96,098	26,676	27,167	—	—	69,724	66,246	4,976	3,466
1年以下	60,604	57,333	10,956	10,054	843	544	—	—	48,804	46,734	—	—
1年超3年以下	13,188	13,932	4,079	6,582	2,049	2,349	—	—	7,058	5,000	—	—
3年超5年以下	19,473	20,511	12,673	11,120	1,800	3,384	—	—	5,000	6,006	—	—
5年超7年以下	12,624	11,119	8,502	7,319	4,114	3,800	—	—	8	—	—	—
7年超10年以下	31,412	33,525	24,312	25,594	7,100	7,930	—	—	—	—	—	—
10年超	34,183	30,163	23,413	21,005	10,769	9,157	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	24,159	22,926	15,307	14,421	—	—	—	—	8,852	8,504	—	—
その他の他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	195,646	189,512	99,245	96,098	26,676	27,167	—	—	69,724	66,246	4,976	3,466

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. エクスポージャー区分の「その他の資産」には、現金、預け金等の流動資産や不動産などの固定資産が含まれます。
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金								期末残高		貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額							
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用		その他		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	281	293	39	12	6	41	20	16	293	247	—	—
農業、林業	36	22	—	15	7	20	7	1	22	15	—	—
漁業	—	—	—	14	—	—	—	—	—	14	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	146	—	—	—	146	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,383	1,339	47	32	83	1,120	7	3	1,339	248	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	0	0	0	—	—	—	—	0	0	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	18	10	—	3	—	—	8	—	10	13	—	—
卸売業、小売業	911	573	44	188	154	27	228	24	573	709	—	—
金融業、保険業	297	134	—	—	—	—	163	—	134	134	—	—
不動産業	1,354	540	25	14	758	—	80	17	540	538	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	789	807	42	92	—	—	23	15	807	883	—	—
飲食業	439	243	16	1	146	50	66	10	243	183	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	189	148	1	21	—	—	41	4	148	166	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	540	521	74	30	8	—	84	52	521	499	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人の他	122	82	21	51	55	37	6	2	82	94	—	—
合計	6,512	4,718	313	479	1,366	1,297	739	150	4,718	3,750	—	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	26,587	—	25,278
10%	—	10,907	—	11,391
20%	62,749	183	60,679	76
35%	—	1,710	—	1,440
50%	16,726	4,761	16,726	2,930
75%	—	33,156	—	32,085
100%	3,374	35,033	1,603	36,510
150%	—	297	270	324
250%	—	158	—	196
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	82,850	112,795	79,279	110,232

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	806	775	—	—	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	404	380	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け	362	344	—	—	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	38	50	—	—	—	—
⑦ 3カ月以上延滞等	—	0	—	—	—	—
⑧ 出資等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨ その他	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	141	141	160	160
非 上 場 株 式 等	965	965	965	965
合 計	1,106	1,106	1,126	1,126

●売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	2,868	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	49	69

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

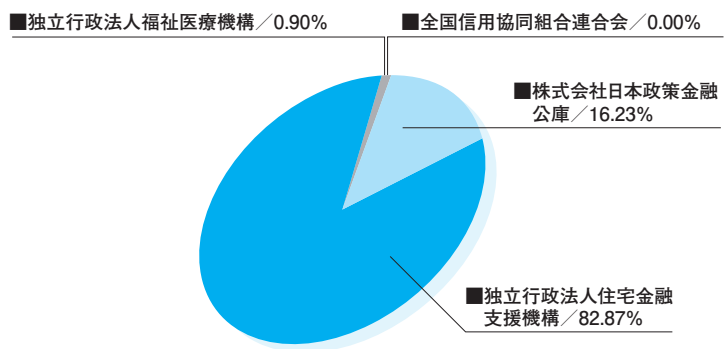
その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
全国信用協同組合連合会	0	0
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	180	180
独立行政法人住宅金融支援機構	1,144	919
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	12	10
その他	—	—
合計	1,336	1,109

令和4年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



国内為替取扱実績

(単位:件,百万円)

区分		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	68,472	93,385	68,766	92,533
	他の金融機関から	190,159	97,233	179,863	91,089
代金取立	他の金融機関向け	407	564	767	1,118
	他の金融機関から	1,342	2,493	233	229

証券業務

公共債引受額

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
国債	—	—

(注)地方債、政府保証債は取り扱っておりません。

公共債取扱実績

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
国債・その他公共債	—	—

個人情報保護宣言

当組合は、「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴い、個人情報の適切な取扱いに関する取組み方針として「個人情報保護宣言」を制定し、個人情報保護態勢の整備や職員に対する教育の実施等、個人情報保護の取組みに積極的に対応してまいります。

—個人情報保護宣言—

当組合では、個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより公表します。

1. 個人情報等の利用目的
当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別紙1の業務内容及び利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報等の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報等の適正な取得について
当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

- 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供いただいた情報
- 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供
当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

ただし、当組合は、外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客様に当該機関の名称及び所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

4. 個人データの委託
当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- お客様にお送りするための書面の印刷又は発送に関わる業務を外部に委託する場合
- 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用
当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙3に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用いたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針
当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ適正に管理します。

また、役員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては個人情報等の安全管理

が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが主な内容は以下のとおりです。

- 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。
- 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
- 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- 個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

- 開示のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。
- 訂正等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。
- 利用停止等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による。)には、原則として利用停止等いたします。
- ダイレクトメール等の中止
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口
当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報等の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

青森県信用組合 住所 青森県青森市大浜田字玉川207番1
代表者 理事長 堀内 元博

[ご質問・相談窓口] 事務部 TEL 017-739-7113
FAX 017-739-7468

[苦情窓口] 総務部 TEL 017-739-7110
FAX 017-729-0962

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目です。

■ ご あ い さ つ……………2	30. 経 費 の 内 訳……………18
【概況・組織】	31. 総資産経常利益率*……………21
1. 事 業 方 針……………2	32. 総資産当期純利益率*……………21
2. 事 業 の 組 織 *……………4	【預金に関する指標】
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*……………4	33. 預金種目別平均残高*……………22
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*……………12	34. 預金者別預金残高……………22
5. 自動機器設置状況……………12	35. 財形貯蓄残高……………22
6. 地 区 一 覧……………12	36. 常勤役員1人当り預金残高……………21
7. 組 合 員 数……………4	37. 1店舗当り預金残高……………21
8. 当 組 合 の 子 会 社 等……………12	38. 定期預金種類別残高*……………22
【主要事業内容】	【貸出金等に関する指標】
9. 主要な事業の内容*……………11	39. 貸出金種類別平均残高*……………22
10. 信用組合の代理業者*……………取扱いなし	40. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見込額*……………22
【業務に関する事項】	41. 貸出金利区分別残高*……………23
11. 事 業 の 概 況 *……………3	42. 貸出金使途別残高*……………23
12. 経 常 収 益 *……………18	43. 貸出金業種別残高・構成比*……………23
13. 経 常 利 益 *……………18	44. 預貸率(期末・期中平均)*……………21
14. 当 期 純 利 益 *……………18	45. 消費者ローン・住宅ローン残高……………23
15. 出資総額・出資総口数*……………18	46. 代理貸付残高の内訳……………30
16. 純 資 産 額 *……………18	47. 常勤役員1人当り貸出金残高……………21
17. 総 資 産 額 *……………18	48. 1店舗当り貸出金残高……………21
18. 預 金 積 金 残 高 *……………18	【有価証券に関する指標】
19. 貸 出 金 残 高 *……………18	49. 商品有価証券の種類別平均残高*……………取扱いなし
20. 有 価 証 券 残 高 *……………18	50. 有価証券の種類別平均残高*……………22
21. 単 体 自 己 資 本 比 率 *……………18	51. 有価証券種類別残存期間別残高*……………23
22. 出 資 配 当 金 *……………18	52. 預証率(期末・期中平均)*……………21
23. 常 勤 役 職 員 数 *……………18	【経営管理体制に関する事項】
【主要業務に関する指標】	53. 法令等遵守の体制*……………7
24. 業務粗利益・業務純益及びコア業務純益等*……………18	54. リスク管理体制*……………6.25.26
25. 資金運用収支・役員取引等収支及びその他の業務収支*……………18	自己資本の充実の状況*……………27.28.29
26. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高・利息・利回り・資金利鞘*……………21	55. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*……………12
27. 受取利息・支払利息の増減*……………18	【財産の状況】
28. 役 務 取 引 の 状 況……………18	56. 貸借対照表・損益計算書・剰余金処分計算書*……………14.15.16.17
29. そ の 他 業 務 収 益 の 内 訳……………21	57. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況*……………24

58. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細)*……………19
59. 有価証券・金銭の信託等の評価*……………20.21
60. オフバランス取引の状況……………21
61. 先物取引の時価情報(該当事項なし)21
62. オプション取引の時価情報……………取扱いなし
63. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*……………23
64. 貸出金償却の額*……………23
65. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**……………15
66. 会計監査人による監査*……………15
【その他の業務】
67. 内国為替取扱実績……………30
68. 公共債窓販実績……………30
69. 公共債引受額……………30
70. 手数料一覧……………11
【その他】
71. トピックス……………9
72. 沿革・歩み……………4
73. 継続企業の前提の重要な疑義*……………該当なし
74. 総代会について**……………5
75. 報酬体系について**……………7
76. 個人情報保護宣言……………30
【地域貢献に関する事項】
77. 地域に貢献する信用組合の経営姿勢**……………8
78. 融資を通じた地域貢献**……………8
79. 取引先への支援状況等**……………8
80. 地域サービスの充実**……………8
81. 文化的・社会的貢献に関する活動**……………8
82. 金融円滑化への取組み……………9
83. 地域密着型金融への取組み**……………9
84. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況*……………10
85. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**……………10

66. 会計監査人による監査*……………15
【その他の業務】
67. 内国為替取扱実績……………30
68. 公共債窓販実績……………30
69. 公共債引受額……………30
70. 手数料一覧……………11
【その他】
71. トピックス……………9
72. 沿革・歩み……………4
73. 継続企業の前提の重要な疑義*……………該当なし
74. 総代会について**……………5
75. 報酬体系について**……………7
76. 個人情報保護宣言……………30
【地域貢献に関する事項】
77. 地域に貢献する信用組合の経営姿勢**……………8
78. 融資を通じた地域貢献**……………8
79. 取引先への支援状況等**……………8
80. 地域サービスの充実**……………8
81. 文化的・社会的貢献に関する活動**……………8
82. 金融円滑化への取組み……………9
83. 地域密着型金融への取組み**……………9
84. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況*……………10
85. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**……………10

◆青森県信用組合 店舗マップ

令和5年6月30日現在



表紙・裏表紙の写真は、当組合三沢支店長「工藤 直人」氏が撮影した青森県の四季折々の風景です。



あなたの街のコミュニティバンク
青森県信用組合

〒030-0843 青森市大字浜田字玉川207-1 TEL:017-739-7112 (大代)
URL <https://www.aomoriken.shinkumi.co.jp/>